

政令第二十八号

健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）の施行に伴い、並びに健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十八条第七号、第三十五条第六項及び第四十条第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康増進法施行令の一部改正）

第一条 健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（第一種施設）」に改め、同条中「第二十五条の四第四号イ」を「第二十八条第五号イ」に改める。

第九条中「第三十五条第三項」を「第六十九条第三項」に、「第三十二条第三項」を「第六十六条第三項」に、「第二十七条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第八条中「第三十五条第三項」を「第六十九条第三項」に、「第二十六条第七項、第三十一条第二項及び第三十三条」を「第四十三条第七項、第六十五条第二項及び第六十七条」に改め、同条を第十一条とす

る。

第七条中「第二十六条の五第二項」を「第四十七条第二項」に、「第二十六条の二」を「第四十四条」に改め、同条を第十条とする。

第六条中「第二十六条の五第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第五条中「第二十六条の二」を「第四十四条」に改め、同条を第八条とする。

第四条中「第二十六条第四項（法第二十九条第二項）」を「第四十三条第四項（法第六十三条第二項）」に改め、同条第二号中「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第六十条第一項」に改め、同条を第七条とし、第三条の次に次の三条を加える。

（喫煙目的施設の要件）

第四条 法第二十八条第七号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること。

二 施設を利用する者に対して、たばこを販売する者によって、対面によりたばこを販売し、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲

食をさせる営業（通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く。）を行うものであること。

三 施設を利用する者に対して、たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売（たばこの販売にあつては、たばこを販売する者によつて、対面により販売している場合に限る。）をし、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするものであること（設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うものを除く。）。

（帳簿を備えることを要する喫煙目的室設置施設）

第五条 法第三十五条第六項の政令で定める施設は、前条第二号又は第三号に掲げる要件に該当する施設とする。

（適用除外）

第六条 法第四十条第一項第三号の政令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一 法第二十八条第十一号に規定する旅客運送事業鉄道等車両又は同条第十二号に規定する旅客運送事業船舶の客室（宿泊の用に供する個室に限る。）の場所

二 宿泊施設の客室（個室に限る。）の場所（法第四十条第一項第二号に規定する場所を除く。）  
（消費者庁組織令の一部改正）

第二条 消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第八号中「第三十一条第一項」を「第六十五条第一項」に、「第三十二条第一項」を「第六十条第一項」に、「第二十七条第一項」を「第六十一条第一項」に改める。

第十三条第三号中「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第六十条第一項」に改める。

#### 附 則

この政令は、平成三十二年四月一日から施行する。

## 理由

健康増進法の一部を改正する法律の施行に伴い、喫煙目的施設の要件等を定める必要があるからである。